

旭川市議会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針

1 目的

本方針は、旭川市議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、旭川市議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) ネットワーク

情報化機器等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

情報化機器、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(5) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(6) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、安全でないソフトウェアの使用、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的の要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴う情報システム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 適用対象者の範囲

本方針は、旭川市議会の議員又は会派に適用されるものとし、本方針が対象とする情報資産を議会事務局の職員が取り扱う場合は、当該職員にも適用があるものとする。

(2) 情報資産の範囲

本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

ア 議会活動及び議会運営に当たって使用する情報システム並びにこれらに接続する機器及び電磁的記録媒体（旭川市からの貸与等により用いるものを含む。）

イ アで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ アに関する情報システムの仕様書及びネットワーク図等の情報システム関連文書

5 遵守義務

本方針の適用範囲にある者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、議会活動及び議会運営に当たって本方針及び本方針に基づく具体的な対策を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、議長は以下の情報セキュリティ対策を講ずる。

(1) 組織体制

旭川市議会の情報資産における情報セキュリティ対策の推進、情報セキュリティ侵害発生時の対応、遵守状況の確認や本方針の見直し等については、議長が統括する組織体制において実施する。

(2) 情報資産の分類と管理

本方針の対象となる情報資産には、機密性、完全性及び可用性に応じた情報セキュリティ対策を講ずる。

(3) 情報システム全体の強じん性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、適切な対策を講ずる。

(4) 物理的セキュリティ

通信回線、情報化機器及び記録媒体の管理について、物理的な対策を講ずる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、本方針の適用範囲にある者が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な啓発を行う等の人的な対策を講ずる。

(6) 技術的セキュリティ

情報化機器の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講ずる。

(7) 運用

情報システムの適切な管理、本方針に基づき定められる対策の遵守状況の確認、本方針の対象となる情報資産に携わる第三者の情報セキュリティ確保等、本方針の運用面の対策を講ずるものとする。また、情報資産に対する情報セキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するための手順を整えるものとする。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要な情報セキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講ずる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講ずる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報資産の範囲も規定し、利用するソーシャルメディアサービスの責任者を定める。

(9) 評価・見直し

本方針の遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査又は自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。

状況の変化に対応するために新たに対策が必要となった場合は、適宜見直しを行う。

7 本方針に基づく対策基準等の策定

本方針に規定する対策等を実施するため、具体的な遵守事項及び判断基準等を定めた対策基準や具体的な手順を定めた実施手順を策定した場合、当該対策基準及び実施手順は、公にすることにより旭川市議会の議会活動及び議会運営に重大な支障を及ぼすおそれがある技術的内容を含むことから非公開とする。

策定履歴

令和8年3月31日策定（令和8年4月1日運用開始）